

消毒用アルコールは正しく取り扱きましょう。

1 はじめに

先日、福岡県内でバーベキュー中に、消毒用アルコールの誤った取扱いにより、衣服に燃え移ってしまうという火災が発生しました。消毒用アルコールには、消防法に定める危険物に該当するものもあり、取扱いを誤ると火災等を引き起こすおそれがありますので、注意が必要です。

2 消防法上の危険物に該当する消毒用アルコールについて

消毒用アルコールは、アルコールの濃度が 60%以上（重量%）の製品が危険物に該当します。

3 消毒用アルコールの取扱い

火気の近くでは使用しないようにしましょう。

手指消毒の際に使用する消毒用アルコールは、蒸発しやすく、可燃性蒸気が発生するため、火源があると、引火するおそれがあります。

喫煙やコンロ等の火気の使用付近では、消毒用アルコールの使用はやめましょう。

詰替えを行う場所では換気を行いましょう。

消毒用アルコールの詰替えを行うときに可燃性蒸気が発生するおそれがあり、この可燃性蒸気は空気より重く、低所に滞留しやすい性質があります。

消毒用アルコールの詰替えを行う場所は、通気性の良い場所や、常時換気が行える場所を選び、可燃性蒸気を滞留させないようにしましょう。

直射日光が当たる場所、高温になる場所に保管しないようにしましょう。

消毒用アルコールを直射日光の当たる場所等、高温になる場所に保管すると、熱せられることで可燃性蒸気が発生します。

保管場所は直射日光が当たる場所等、高温になる場所を避けましょう。

4 おわりに

新型コロナウイルスの対策として、消毒用アルコールは私たちの生活の中で、身近な存在となりました。身近にあるからこそ、誤った取扱いをしないように正しい知識を身につけ、安全な取扱いをお願いします。

下記の URL にて、総務省消防庁ホームページにあります、消毒用アルコールの安全な取り扱いについてのリーフレットがございますので、合わせてご覧いただきますようお願いいたします。

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/alcohol/items/alcohol_leaflet.pdf